

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キリバス	南タラワ水産業関連道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	南タラワ水産業関連道路整備計画に必要な 1. 道路の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,285,000千円 H20.1.23まで	H19.1.24 タラワで (同日)	本側 滑川雅士在キリバス大使 キリバス側 エリオット・アリ外務次官	H19.2.2 63号
キリバス	キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	キリバスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むキリバスの経済困難緩和に寄与するため、キリバス政府に対し、関係当局が合意する生産物及び役務を 購入するための資金を贈与すること。	200,000千円 -----	H19.2.1 東京で (同日)	日本側 浅野勝人外務副大臣 キリバス側 エリオット・アリ外務次官	H19.2.19 98号
キリバス	キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	キリバスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むキリバスの経済困難緩和に寄与するため、同政府 の資金を贈与すること。	200,000千円 -----	H19.12.12 タラワで (同日)	日本側 滑川雅士在キリバス大使 キリバス側 エリオット・アリ外務次官	H19.12.21 695号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、広報における外務省告示番号をいう。